

議会議案第 7-5 号
令和 7 年 3 月 14 日

葉山町議会議長 伊東 圭介 様

予 算 特 別 委 員 会
委員長 山田 由美

議案第 5 号 令和 7 年度葉山町一般会計予算に対する附帯決議
について

地方自治法第 109 条第 6 項及び葉山町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定によ
り、別紙のとおり提出します。

提案理由

議案第 5 号 令和 7 年度葉山町一般会計予算に対する決議を付するため、提
案するものであります。

議案第 5 号 令和 7 年度葉山町一般会計予算に対する附帯決議

「堀内防災広場の駐車場としての利用」は、防災空地としての位置づけは無いものの、災害時には災害廃棄物置き場としての機能を有している。そのような極めて重要な空地を確保しておくべきところ、民間委託により駐車場としての利用の予算が提案された。担当課からは、普通財産に移管し、民間委託により 3 年間の利用を考えており、駐車場としての利用のみならず、災害時やイベント利用時には配慮するとの答弁があった。また、3 月 3 日に開催された予算特別委員会における町長への質問において、町長から「空地として放置することは望ましくないという前提で、民間委託ではなく直営で運営することも視野に入れる」旨の答弁があった。

よって、堀内防災広場を駐車場として利用することは望ましくないが、直営での運営により柔軟な対応を図ることができれば一定の理解を示す。よって「堀内防災広場の駐車場としての利用」に係る予算は、法整備及び補正予算で対応するまで、堀内防災広場フェンス設置工事の執行の中止を求めるものである。

なお、駐車場収入は、堀内防災広場の今後の整備事業に充当することを望む。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 14 日

葉山町議会